

平成 20 年

第 5 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成20年 4 月22日 (火) 1 日間

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第5回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 4月22日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	8
会期を定めることについて	8
議案審議	8

宮古島市告示第50号

平成20年第5回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成20年4月15日

宮古島市長 伊志嶺 亮

- 1 期 日 平成20年4月22日（火）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）工事請負変更契約の追認議決を求めることについて
 - （2）専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - （3）専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第55号	工事請負変更契約の追認議決を求めることについて	市 長	平成20年 4月22日	平成20年 4月22日	原案可決
報告 第1号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	”	”	”	承 認
報告 第2号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	”	”	”	”

開会日（４月２２日）に応招した議員

下地	智君	嘉手納	学君
仲間	明典	新城	啓世
池間	健榮	上地	博通
新里	聰	平良	隆
佐久本	洋介	亀濱	玲子
砂川	明寛	上里	樹
棚原	芳樹	與那覇	夕ズ子
前川	尚誼	豊見山	恵栄
與那嶺	誓雄	富永	元順
山里	雅彦	富浜	浩
池間	豊	下地	秀一
宮城	英文	下地	明
眞榮城	徳彦	池間	雅昭

平成 20 年

第 5 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成20年 4 月22日 (火)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成20年第5回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成20年4月22日(火) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
" 第 2 会期を定めることについて
" 第 3 議案第55号 工事請負変更契約の追認議決を求めることについて (市長提出)
" 第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (")
" 第 5 " 第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (")

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成20年第5回宮古島市議会臨時会会期日程計画表（案）

平成20年4月22日（火）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
4月22日	火	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

平成20年第5回宮古島市議会臨時会会議録

平成20年4月22日

(開会=午前10時02分)

◎出席議員(26名)

(閉会=午後2時40分)

副議長(22番)	下地 智 君	議 員 (14番)	眞榮城 徳彦 君
議 員 (2 〃)	仲間 明典 〃	〃 (15 〃)	嘉手納 学 〃
〃 (3 〃)	池間 健榮 〃	〃 (16 〃)	新城 啓世 〃
〃 (4 〃)	新里 聰 〃	〃 (17 〃)	上地 博通 〃
〃 (6 〃)	佐久本 洋介 〃	〃 (18 〃)	平良 隆 〃
〃 (7 〃)	砂川 明寛 〃	〃 (19 〃)	亀濱 玲子 〃
〃 (8 〃)	棚原 芳樹 〃	〃 (20 〃)	上里 樹 〃
〃 (9 〃)	前川 尚誼 〃	〃 (21 〃)	與那覇 夕ズ子 〃
〃 (10 〃)	與那嶺 誓雄 〃	〃 (23 〃)	豊見山 恵栄 〃
〃 (11 〃)	山里 雅彦 〃	〃 (24 〃)	富永 元順 〃
〃 (12 〃)	池間 豊 〃	〃 (25 〃)	富浜 浩 〃
〃 (13 〃)	宮城 英文 〃	〃 (26 〃)	下地 秀一 〃
		〃 (27 〃)	下地 明 〃
		〃 (28 〃)	池間 雅昭 〃

◎欠席議員(1名)

議 長 (1 番) 友利 恵一 君

◎説 明 員

市 長	伊志嶺 亮 君	建 設 部 長	宮 國 泰 男 君
副 市 長	下地 学 〃	会 計 管 理 者	平良 富男 〃
総 務 部 長	宮川 耕次 〃	総 務 課 長	伊良部 平師 〃
企 画 政 策 部 長	久貝 智子 〃	財 政 課 長	石原 智男 〃
地 域 戦 略 局 長	與那嶺 大 〃	企 画 調 整 課 長	下地 信男 〃
福 祉 保 健 部 長	譜久村 基嗣 〃	港 湾 課 長	川 満 義 成 〃
経 済 部 長	上地 廣敏 〃	地 域 戦 略 局 長	嘉 数 剛 〃
		土 地 対 策 室 長	

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 喜屋武 重三 君 議 事 係 仲間 清人 君
 次 長 荷川取 辰美 〃 庶 務 係 長 友利 毅彦 〃
 補佐兼議事係長 前里 安男 〃

◎副議長（下地 智君）

議長が少し体調を崩しておりまして、出席できませんので、私のほうできょうの会議を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ただいまから平成20年第5回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時02分）

本日の出席議員は26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

副議長の命によりまして、諸般の報告をいたします。

平成20年4月15日、伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第5回臨時会の招集告示通知がありました。

4月16日には、付議すべき議案の送付がありました。

4月17日に議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日1日とするのが適当であると決しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎副議長（下地 智君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において富浜浩君と宮城英文君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日4月22日の1日といたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日4月22日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第55号から日程第5、報告第2号までの3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成20年第5回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決議案1件、報告2件の合計3件であります。

最初に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第55号、工事請負変更契約の追認議決を求めることについて。トゥリバー地区緑地（海浜Ⅱ）養浜整備工事（1工区）に係る平成20年2月7日に請負変更契約を締結したことについて、契約締結日にさかのぼって有効に成立させるため、宮古島市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正し、平成20年4月1日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険条例の一部を改正する条例）。後期高齢者医療制度の施行に伴い、葬祭費の併給調整の文言を盛り込むため、宮古島市国民健康保険条例の一部を改正し、平成20年4月1日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

◎副議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎下地 明君

質問を行いたいと思います。

まず、議案第55号、工事請負変更契約の追認議決を求めることについてでありますけども、この件につきましては、今日の新聞でも報道がありまして、下地学副市長はおわび、もう弁解のしようもないと、議員に議案説明会で言われたと、これは私も議案説明会でちゃんと聞いておりまして、今日の新聞でもそのように報道されております。おわびのしようもない、弁解のしようもない、こういうふうな状況下にあつて、どういう思いでこういうふうな追認というふうなことで出してきたかどうか、まずはこの真意を聞かせてください。これは副市長がいいですね、答弁。

◎市長（伊志嶺 亮君）

本当にこれまで合併後、たび重なる事務ミス等がございまして、そのたんに謝罪をしてまいりました。そして、市民に対しても本当に申しわけなく考えている次第でございます。

職員に対しては、その都度嚴重注意もし、その都度緊急課長会議あるいは部課長会議等を通してしっかりと注意もし、また訓示もしてまいりましたけれども、このような事案がまた起こりまして、本当におわびもできないような気持ちでございます。しかし、もうやってしまったことは仕方ないことですので、市民にも議会の皆様にも深く陳謝して、そしてこの追認をしていただきたいという思いで提出しましたので、よろしくお願ひします。

◎下地 明君

これは、市長はこれまでにほとんど考えてみたら、臨時会は追認議会になるようなもので、これまで招集されているわけでありまして、今さっきの答弁はこれまでの答弁と全く同じような、書いているのを読んでいるような答弁になっているんですね、今の答弁は。その都度その都度、今後このようなことはも

ういたしません、本当に申しわけないと、これがもう市長がこれまでに答弁なさったことではないかと思
います。これまでの答弁と全く同じでございます。そういったことで、私はこれはあくまでも仕事をやる
部課長の責任も重大であります。そういったことで、分限審査委員会も開かれまして、そこでの結果等も
出ておりますけれども、これはさておいて、一応後で申し上げますが、私は市長、これはもちろん担当課
が大変重大なミスをおこなって繰り返しているのは事実でありますけれども、これに印鑑を押したというの
は、行政能力がない、ずばり申し上げたら、市長、副市長、お二人ともこういった行政経験のなさの、こ
れはもう結果なんですよ、これまで繰り返し繰り返し。部下がこういうふうな失態、間違った事務ミス
をやった場合においても、これまで行政に携わってきめ細かな行政能力のある方が副市長、市長でだけか
1人あったら、このようなミスは起きないですよ。これは行政能力がなくて、ただ選挙のためにこうい
うふうに来てきたから、そういうふうな選挙の形でもってこういうふうな行政に精通していない方が座っ
ているわけだから、こういうふうなミスがたびたび起きているわけですよ。これは私は過言じゃないと思
います。そういったことで、これはどうしようもないけれども、そういったことをこれまでも恒常的に
こういったミスが出た、そしてこれまでも分限審査委員会を開いて、こういうふうな分限審査委員会が、
市長へ処分について答申を行って、今日の新聞載っておりますけれども、これを市長がこれをなんのため
の分限審査委員会かわからないけれども、分限審査委員会の答申は非常に重いと思いますけれども、市長
がこれを修正して、だれと相談したかわからないけれども、こういうふうな状況になっている。こうい
ったこと等も私はこの議案とは関係ないわけでありまして、これも市長、こういうふうな分限委員会は
何だったかというふうなことも私は市長に対しては指摘したいと。何で分限審査委員会がこういうふう
に決めたことを市長の段階でまたこういうふうな、市長だからこういうふうな削減とか増やす権限あるか
もしれないけれども、じゃ分限審査委員会は何のためにあるかというふうなことを僕はお聞きしたいと思
うんですよ。そういったことで、この事務ミスの追認については、ただこういった形でのおわびでは、私個人
としては許せないと私は思っています。そういったことで、市長に私は3月議会までもそれ以前のミス
に対して、市長にはいろいろと報酬の削減についても責任をとっていただきました。これはもう3月以前
でいいと、私なりに考えたいと思っておりますけれども、これまた新たな問題が生じておりますので、
これに対して市長は何らかの責任をとらなきゃならないと私は思うんです。そういったことで、もう
一度この2件について答弁を求めたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ご指摘のとおり、私と副市長の指導力の足りなさは痛感しているところでございます。たび重なる
厳重注意にもかかわらず、このような事務ミスが起きるといことは、やはり私どもの指導体制の欠
如ということもあろうかと思っておりますので、そのような責任をとらせていただきたいと思
っております。

◎下地 明君

私はこの責任のとり方を申し上げましたけれども、私は責任のとり方は明確にしてもらいたい。
そうじゃないと、私は納得いたしません。だから、明確な責任をどうというふうにとるか、
答弁を求めたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

まずは、私の責任は、職員がこういうミスが起きないように、きっちりとした組織づくり
といえますか、

規範づくりをまずしっかり固めることが大事かと思っております。その上で、私は告発も受けておりますので、告発の結果も考慮しながら責任をとってまいりたいと考えております。

◎新城啓世君

議案第55号について二、三伺いたいと思います。

この監督責任については、市長、副市長も認めておられますけれども、こういった形での責任をお考えなのか、再度お聞きしたいと思います、下地議員に引き続いて。

もう一つは、請負業者に責任はあるのか否か、それからこれまでに支払いはあったのか、もう一つは当然これは支払いが遅れていますけれども、支払い遅れに対する金利負担、これはどうなるのか。

それと、今日の新聞報道ですけれども、組合からの申し出を受けた形で分限委員会からの答申が緩和されているわけですね。そこで、組合からの指摘事項で、まだ市に損害を与えたわけでもないのに減給処分に値するとは思われないという指摘が1つ、もう一つはこれまでの職員の事務ミス積み重ねを当該職員にすべて負わせたように思われるという2つ目の指摘、3つ目にチェック機能の観点からいえば、担当部署だけが重い処分を受けるのは酷であるというふうな3つの指摘が組合から出ているわけですけれども、それに対する市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。といいますのは、こういった指摘を受けた形での処分緩和と思われまますので、これについての市長見解をお聞かせいただきたいと思います。

それと、分限委員会委員長にお聞きしますけれども、分限委員会開いて、市長に答申したことがこういう形でもって緩和された、それに対する分限委員長の見解もお聞かせいただきたいと思います。

以上についてお聞かせください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

まず、市長の責任のとり方でございますけれども、先程下地明議員にもお答えしたように、まず内部体制がこれからこういうことが起きないようにしっかりした機構づくりに十分努めていきたいと考えておりますし、またその後で私の責任のとり方については考えていきたいと考えております。

また、処分を緩和したことについては、これは職員からの申し立て等もありまして、業務係と、あるいは整備係は同じような処分の仕方をするのはおかしいんじゃないかというような申し立てもありましたので、そのように考えて処分をしました。また、他市の事例等も考慮に入れて、かなり重い処分をしたつもりであります。

◎副市長（下地 学君）

市長の処分の仕方が懲戒分限審査委員会の答申と違っているけど、どうかということなんですが、職員の管理監督責任は市長の裁量権の範囲内であり、答申を踏まえて市長が判断したことでありますので、真摯に受けとめたいと思っております。

◎建設部長（宮國泰男君）

まず、請負業者に責任はあるかということでございますけれども、業者に責任はないというふうに思っています。

支払いはあったかということでございます。前払い金分1億3,545万円の40%、5,418万円、これの支払いがございました。

金利負担はあるかということでございますけれども、現在のところ発生はしておりません。

◎新城啓世君

再度お伺いしますけれども、副市長、分限審査委員長として、ああいった形でもって答申されたのに、これが全くああいうふうな形で緩和されたと。分限審査委員長、分限審査委員会の判断は重過ぎたということになるのか、再度分限審査委員会のあり方も含めてお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、支払いの話なんですけれども、結果として法令違反の契約なんですけれども、追認を求めた形の契約なんですけれども、結果として前払い金というのは不法支出に当たらないのか、これについての見解。

それと、金利負担というのは、今建設業界等、みんな火の車なんですね。それを支払い請求が出ているにもかかわらず、これを皆様方の手打ちでもって支払いを延期してしまった、その間の金利負担を考えなくちゃいけないと思うんですよ。当然これは残りの金につきましても、業者は受け取りを得なくちゃいかんけれども、これが結局25日ですから、2週間、3週間、4週間と遅れているわけです。その間の残金に対する金利というのは当然発生しているはずなんですね。当然これは請負業者の損失にもつながったと思いますけれども、これに対する当局の対応の仕方についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、お願いします。

◎副市長（下地 学君）

分限審査委員会として答申の内容が緩和されているけどというような質問なんですけど、懲戒分限審査委員会としては類似の事案が3回、4回諮問されております。そういうことで、本市の懲戒分限審査指針等を踏まえ、さらに宮古島市の職員の懲戒に関する効果及び手続についての条例等を踏まえて審査した結果を市長に答申しております。その答申内容を先程市長が答弁したとおり、これまでの事例や他の自治体の事例等も参考にし、そして市長が処分したとおりのが適切じゃないかという市長の判断ですので、これについては分限審査委員会としては真摯に受けとめたいと考えております。

以上です。

◎建設部長（宮國泰男君）

結果として、前払い金は不法にならないかということでございますけれども、当初契約の1億3,545万円については有効であります。それにかかわる5,418万円の支払い金については、不法に当たらないというふうに思っております。

次に、支払いの請求があったのになぜ支払っていないか、その分の利息は当然負担すべきじゃないかというようなご質問でございますけれども、請求については1億5,545万円の契約、これは1億3,500万円と2,000万円のプラスされた最終的な契約額でありますけれども、これから5,418万円を引いた1億127万円が請求がございます。これにつきましては、3月の25日に請求がなされておまして、政府契約の支払遅延防止等に関する法律、これにつきましては40日以内というふうになってございます。これから支払い日を積算しますと、5月2日までに支払えば、その利息等については発生しないというふうになってございますので、現在のところ、そのような利息を負担するというものについては、まだ発生していないという状況でございます。

◎新城啓世君

最後に、もう一つだけお聞きしますけれども、組合からの指摘事項の中で、市に損害を与えたわけでも

ないというふうな指摘があるわけなんですけれども、こういった行為が地方公務員法における、いわゆる信用失墜行為に当たらないのか当たるのかというふうなことについての当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

それは組合の見解でありまして、私は市民にはやっぱり不利益を与えていると感じております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時24分）

再開いたします。

（再開＝午前10時25分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

やはり信用失墜行為に当たるということで処分をしております。

◎上地博通君

同じく議案第55号についてお聞きをしたいと思います。

これまで同じようなミスがもう何回も何回も出てきているわけなんですけれども、当局はこういうミスが起きる原因というのをつかんでいるのかどうなのか。原因が何なのかというのがわからないと、対策がとれないと思うんですけれども、この原因は、こういうミスが連続して起こるといふ原因は何だと思っているのか、そしてその対策はどのようにとっておつものなのか1つです。

もう一つは、先程から懲戒分限審査委員会の話が出ておりますけれども、これについて委員長である副市長は、これは法令とかいろんなのに照らし合わせて行われたということを書いております。そして、市長が最初答弁したのを聞きますと、どうも市長と副市長の意見がちょっと違うんじゃないかを感じるんですけれども、じゃ副市長はそういう言っているように、条例に合わせてそういうのも考慮しないで、重い方法の処分をしたのか、これを市長が緩和するというのはどういうことなのか。分限審査委員会で出されたものをそのままできないということで緩和してあるとは思いますが、分限審査委員会の権利というのはどうなのか、これはそれについて、やっぱり分限審査委員会がある程度威厳を持ってやったことだと思うんですけれども、これについては市長がこれを簡単にそういう緩和していいのかどうなのかという疑問は残るんですけれども、条例に照らし合わせてちゃんとした答申をしたのであれば、そのとおりやるべきじゃないかと思いますが、この辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

分限審査委員会は、慎重に審議した結果を答申してくださったと思っております。しかし、私が見るところ、またそれから分限審査委員会の審査結果が発表されて答申があってから、また当の職員等からも業務係と整備係が同じような処分を受けるのはおかしいんじゃないかという不服の申し出等もございました。それを勘案して、やはりこれは分けて考えて処分するべきだということで、そのようにいたしました。

◎副議長（下地 智君）

ミスの原因と対策。

◎市長（伊志嶺 亮君）

これまでいろんなミスがございました。それが今回も起きた原因は、宮古島市のいわば工事請負契約書、これの例えば変更等について、ちょっとばらばらな契約の仕方がありまして、部をかわったりすると、ちょっと変わったような契約書がありましたんで、これを統一するような形にしようということをしておりますし、また財務会計システムにおける会計伝票のチェック体制をしっかりとやりたいと、そういう電算的にやりたいということも考えております。

◎上地博通君

合併してもう2年半になりますよね。2年半になるんだけれども、その間にそういう事務手続のマニュアルさえできていない、これはだれの責任ですか。私は合併時点において、すべてをちゃんとしたマニュアルのもとでやっていくのが当局の務めだと思っております。これさえもできていない、これを今からつくると。なぜ今までできなかったのか、これ職務怠慢以外の何物でもないと思うんですよ。そういうんであるならば、これいつまでにつくるのか、まずこれが1つ。

それから、もう一つ、分限審査委員長にお聞きしますけれども、じゃ分限審査委員会は市長がおっしゃるようなことであるならば、そういうことも考慮に入れずに何も考えずにそういう分限の答申をしたのか、それはすべて含まれて答申をしたというお考えなのかどうなのか、この2つをお聞きします。

◎副市長（下地 学君）

分限審査委員会での審査の争点は、1つには同じような事案が3回も4回も出てきていると、そしてそれが同じ1つの部からの事案だということ、これでやはり業務に対する連帯責任、これがちょっと薄いじゃないかと、いわゆる自分の課じゃないからということで対岸の火事のような、そういう受けとめ方をしていはしないかというような問題等、そしてこの辺を強く指摘して、さらにこれまでの分限審査委員会としての答申のあり方、これについてもいろいろ議論をして、今回は市長に答申いたしました。ですから、今回の場合は、特にこれまで減給とか戒告というふうな処分は、減給に及ぶような処分なかったんですが、このたび重なる、しかも議会でこれが強く指摘され、そして2月の7日に変更契約手続をしているので、さらに3月の議会でもこれ大きな問題になりました。そういうさなかにありながら、これができなかったという責任は重大であるというような委員たちの議論を踏まえて答申をいたしました。

◎総務部長（宮川耕次君）

業務マニュアルはどうして今までできなかったかという点でございます。まず、業務マニュアルにつきましては、合併後、各部で各課でもう既に、例えば窓口サービスなんかの部門は独自にマニュアルをつくっております。こういった事務ミスが幾らかたび重なったときに、市長からの指示で全庁体制で1係1マニュアルをつくれという指示がありまして、これは旧年度中に一応終わっております。残りについては、現在また進めているところですが、特に契約関係の手引あるいはそういった議会、96条関係あるいはまた財務会計システムの中で、こういった主な重要なものにつきましては、急ぎこれを今作成を検討中で、既に議会に関するもの、こういったものは作成をして市のホームページのグループウエアでみんなで見えるように、いわゆる実施しております。ですから、今年早目に残りについてもやっていきたいと、このように考えております。

◎上地博通君

そうやって今年早目にやると、そのような感じでいつも責任の所在というか、いつまでにきちっとしたものをつくりたいというのがないから、こうやってだらだら、だらだら人に任せっきりで仕事をしている関係上、自分が、じゃこのときまでにやってくれというような感じがないもんだから、今までそれができないんじゃないかという考えなんですよ。だから、当局の特に責任がある立場の人たちが、この問題について深刻に受けとめているならば、本当にこれを早急につくって、絶対にこういうミスが二度と起こらないような対策をとっていくのが、私は今までやっておかなければいけなかったことじゃないかと思っています。それを今ごろやっているというのがちょっともうあきれて物も言えないという状況ですけども、こういうことのないように、市長も、それからそういう担当の方々も、もしもう一回こういう問題が起きたら、自分はもう辞職するんだというぐらいのつもりで取り組んでもらいたい。ただただ、何もしないで職員任せは私はだめだと思し、職員が幾らまたこういうミスを犯しても、ただ職員を責めるだけで自分たちは何もしないで、職員に責任転嫁をしているようだったら、もうだめだと思っています。ですから、こういうことのないように、もう職員がたとえミスを犯しても自分もやめるんだというぐらいのつもりで指導を発揮して、しかも次の6月の定例会までにこういうマニュアルもできて、もう二度と起こしませんということが約束できるような体制をとってもらいたいと、これは要望にもなりますけれども、こういう約束をしていただきたいと。市長に、もしもう一度やったら、もう私やめますということを一言言うぐらいのつもりで、6月までにこれをつくってもらいたいと考えておりますが、それができるかどうかお聞きします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

今強く各部に対してこれを要望していますので、6月までにこれができるように頑張りたいと思っています。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時38分）

再開いたします。

（再開＝午前10時42分）

30分間休憩に入ります。

（休憩＝午前10時42分）

再開いたします。

（再開＝午前11時20分）

◎新里 聰君

議案第55号について何点か質疑をしたいと思います。

まず、この工事請負変更契約書が議会の議決を要すると、いわゆる自治法に抵触しているということ、事務ミスを見つけたというんですか、気づいたというんですか、そういう部署はどこか、まずその点についてお伺いしたい。

もう一つは、7人の職員が分限審査委員会に諮問されて、その答申がなされておりますけども、この7

名の職員について、市長みずからがこの7名を審査するよという形で諮問したのか、まずこの2点についてからお伺いしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

対象職員について、私は指示しておりません。

◎建設部長（宮國泰男君）

支出決議票を回したときに、会計課のほうで気づいて連絡があったということでございます。

◎新里 聰君

7人の職員について、市長は指示していないということですけど、じゃ、これは分限審査委員会の中で審査していく過程で、この7名が審査の対象だという形になったのかどうか。市長は、7名は指示していないと言われたと思うんですが……

（「諮問をしたと」の声あり）

7名について諮問をしたと。

（「そうです」の声あり）

それで、私はこれ見たときに、一番重く罰せられなければならないのは、今資料としても出てきましたんですが、これ市長みずからの責任、副市長みずからの責任であって、それから担当部長、課長については処分もなされておりますけれども、この件について市長、副市長の責任が明確にされないと、職員だけ分限処分するということがどうも理解できない。

先程の説明では、告発の経緯を見てという説明があったようですが、告発とこの事案とは全く関係ないですよ、別次元の話です。百条委員会は百条委員会、下崎地区土地問題でだけ、議論をした中で、これ偽証の疑いがあるということで議会で告発しようという議決がされたわけで、その案件と、これ全く別なんですよ。何で市長、副市長あるいは担当部長、課長が一番重い罪を持たんといかんかということは、皆さんの指導、いいですか、まず工事設計変更協議書、この時点において、要するに最初契約を交わした、しかしその事業の進行上、もっと追加をして工事をしないといかんと、設計変更する、そういう段階において、担当者は工事の変更協議書というものを作成をして、これ課長、部長、副市長、市長まで決裁しているわけですよ。その次に、変更契約書が出てきますよね。変更契約書でも、ちゃんとその順を追って課長、部長、副市長、市長というふうに決裁されるわけです。

もう一つ、支出決議票を見ても、同じような過程で決裁をされるわけです。同じ問題について3回も決裁するわけです。そこについて、何も気づかないということ自体がおかしいわけだよね。私が考えるのは、この諮問をするときに、その港湾課における業務係と整備係があって、整備係のほうが工事担当部署ですから、工事をやっていく中で、そこで設計変更が必要だと。その承認をとるまでが整備係の仕事であって、そういう方たちも分限の対象だと諮問をして、なぜ支出決議票において、例えば財政課長とか総務部長とか決裁されているわけですよ。その時点において、これチェックすべきものがされていない、ところがそこは諮問になっていない、何も罰せられない、おかしいんじゃないですか。普通職員は採用されて、いろんな勉強の過程を経て、いろんな経験をしながら、係長だとか補佐とか、あるいは課長とか昇任していきますよね。その段階において、いわば係だとか課長とか、そこにその事務の要するに経験の浅さから、いろんな間違いとかそういうものが出てくるから、そこに補佐がおって指導したり、あるいは課長がおって

指導したり、部長がおって指導するわけでしょう。そういった過程は何も示されなくて、何で諮問の対象の7名の中に整備係が含まれているかと。これでは文書訓告とか嚴重注意になっているんだけど、しかし財政課長とか総務部長とか、そういうものは何もされていない。これどういうことですか。この件についてお答えいただきたい。これはもう全くこの組織になっていないということですよ。宮古島市そのものが行政組織になっていない。まず、お答えいただきたいのは、市長、副市長、どういう責任をとるのか。そして、何でこういった整備係は分限の対象にして、財政課長とか総務部長はそこから外されているのか、その件についてお答えいただきたい。

◎市長（伊志嶺 亮君）

今回は、港湾課の事業でありますので、担当部課の職員を対象に諮問をいたしました。

そして、整備係については、議員のおっしゃるとおりの面がありますので、これは処分を軽減してあります。もちろん市長に責任がないとは申し上げません。また、決裁印を押した課長、部長については、これから考えてまいります。

◎新里 聰君

その平成19年度においてもすべて職員の事務ミス、この1年で明け暮れたような、でも、平成20年度に入っても、またすぐこういった問題が出てくる。これは先程も言っているけど、マニュアルの問題じゃないと僕思うんですよ。普通、ふだんの仕事について、どういう態度で臨んでいるかと、そこだと思いますよ。法令を読み、条例を見て、規則を見て、あるいは財務規則であるような、そういったいろんな書式に基づいて、その様式を整備してやっていけば、必ずどこかでチェックされるんじゃないですか。ところが、みなさんは担当職員、係が上げてきたら、全部めくら判を押すんですか。僕は、その辺は特に注意をしたいのは、各部長と、特に総務部長、総務部長がしっかりしないと、副市長も印鑑押せなくなるよ。市長なんか決裁できなくなりますよ、この状況だったら。副市長の前に行く段階で、何か問題ないのかとそこでやって、副市長が安心して市長に間違いありませんと、自分の段階で大丈夫ですという形をとるようにしてくださいよ。

◎池間健榮君

新里議員の言うとおりでありまして、ここはマニュアルの問題でもないし、これから検討するということもないんです。どうぞ、机の前と部署の壁に全部1億5,000万円以上、議会の議決が必要だと貼るし、机の上には2筆に分かれて1件だと貼るし、それをマニュアルとしてやるんですか。こんなことは第96条、今回の工事請負というのは基本中の基本なんです。今からマニュアルも何もないんですよ。今回の場合言えることは、たまたま当初の契約は議決を必要としなかった。いろんな過程があって、変更があって1億5,000万円を超えたということだけであって、新里議員がおっしゃるように、ここには二重、三重のチェック機能があるんです。これは今資料として議員に配られた決裁印ですよ、まさにそのとおりです。統括部長として、財政課長として、会計課にストップかけられないように、最終的に財政課長、総務部長が気づいて、そして安心をして副市長が印鑑を押し、そして忙しいだろう市長が、よしこれは間違いのないって市長決裁に至る、これが合併前の下地町でしたよ。あえて下地町を出しますけれども。こういうことは、町村部では、市は1億5,000万円ですけども、当時7,000万円でしたか、当たり前のことなんですよ、工事請負というのは。土地の所得処分等、また変わっているんです。これをわからないで、こうやっ

ていつも印鑑をぼんぼん、ぼんぼん押すということは、これこそが大変な問題であるわけです。まず、このことを指摘をさせていただきたいと思います。

そして、マスコミ報道によれば、1億3,500万円を予算計上していたと。しかし、設計変更によって2,000万円の予算がどうしても必要だったという話であります。当初の平成19年度の予算については、工事請負契約については、当時2億3,000万円余りです。それは1工区、2工区、そして海浜Ⅰ、Ⅱでありますのですよね。ここでちょっと予算面でお尋ねいたしますけれども、1工区の予定価格に対しての落札率は何パーセントなのか、そして2工区は何パーセントなのか、合計でどれだけの契約締結がされているのかお願いをいたします。

そして、海浜Ⅱの緑地整備、いわゆる養浜整備の、これは約4,000万円余り設計変更になっております。当初予算とこれだけの開きが出たという、その設計変更のいわゆる砂がどれだけ多かったのか、なぜこれだけの違いが出たのか、この3点についてお尋ねをいたします。

◎建設部長（宮國泰男君）

まず、落札率についてお答えをいたします。

向こうには3つの工事がございます。そして、あと1つ、委託設計の事業がございました。まず、養浜工事1、今の議会にかけていただいているものでございます。請負比率、落札比率と言っていますが、0.9847でございます。一応億単位ですから、8けたまでの数字になりますけれども、4けたのみでお答えいたしますけれども、0.9847。2工区、0.8000でございます。

砂についてでございます。当初1億3,755万円で設計をしまして、1億3,545万円で契約をしております。その後下層路盤、下層のほう、上層と下層部分がありますけれども、下層につきましては現場に集積してある平良港工事事務所から出た土砂を運搬して敷きならし、使用するという工事でございます。その部分において増嵩が見込まれたというのが1つでございます。

そして、もう一つは、施工中に非常に北風が吹いている時期が多くて、汚濁防止膜、これを一重にしてやってあったんですけども、地元の久松地区の猟師の方からモズクの養殖に影響が出るということで協議がございました。その中で、さらに260メートルの汚染防止膜を内側に張りまして、その中で敷きならしあるいは押し土、そういうものをやっております。これに伴う変更が2月7日にあったということで、その額が2,000万円というふうになってございます。

次に、予算関係でございますけれども、平成19年の3月に内定通知がございました。これが3億1,000万円でございます。ですが、市の予算につきましては、その年の大体12月か1月、その他に予算の編成をいたします。そのものでやっておりますので、当初の予算は2億6,000万円で3月予算では計上をしてございます。その後交付決定を受けまして、平成19年の9月に5,000万円の補正予算をいたしまして、合計3億1,000万円という予算をつくってございます。そういうことで、その後に平成19年の11月19日に1工区、平良土建と奥浜組のJV、それで契約をいたしまして、次に共和産業さんで平成20年の1月9日に7,644万円で契約をしております。その後変更契約を1工区で行いまして、1億5,545万円という1工区の数字になってございます。

◎池間健榮君

人工ビーチを3億円近くもかけて、それはトゥリバーが売却されてどうしても必要であるのであれば、

それは人工ビーチが一、二ありますから、私は人工ビーチ、これだけの砂浜を有している宮古島にわざわざ護岸をつくって、その上に砂を、また人工ビーチをつくると、これこそがおかしな工事なんです。宮古島には、もっとすてきな砂浜たくさんあります。そこに3億円かければ、どれだけの緑を増やし、そういうことも今後しっかりと取り組んでいただきたい。

それでは、なぜ1工区の工事を変更したのか……1工区じゃない、海浜Ⅰの緑地整備工事はなぜやらなかったのか、そのことについてもお尋ねをさせていただきたいんです。

それと、新里議員からもありましたように、総務部長、副市長、市長にお尋ねをしますけれども、この皆さんが提出した他の自治体の違反関係というのが出ております。これは、一番軽い部分を集めて出したとしか見えないんです。もう合併して3年、相次ぐ違反、こういう流れの中で、こういうことを参考にしてやるという宮古島市じゃないんです。市長、百条委員会が設置されれば、百条委員会の結果を待って責任をとる、今日は刑事告発を踏まえて責任をとる、市民が理解が得られるように責任をとるんですね。そうしたら、今日も議会終わりますね。時間が過ぎれば、また普通の業務にみんな移ります。そういうことじゃだめなんです、宮古島は。みんな一生懸命生きているんだから、必死になって。健康保険税も上がるわ、住宅使用料は統一するわ、合併によっていいことがあったかどうか知らないさなかの中で、ただ議会で質疑を受けて終わって、はい、また何もなかったような形で今度検討しますじゃ、申しわけが立たない。元同僚議員たちに対しても、市民に対しても。

そして、マスコミ報道によりますと、全体の奉仕者として市民の模範となるべき公務員に、このような事務の進め方、市民の不信感を招くばかりでなく、社会的にも大きな影響を与えると。その上で、公務員としての自覚を再度確認をし、法令遵守するよう、事務の基本を徹底して指導していきたいとコメントされておりますよね。どのように徹底をして指導していくのか。私が提案したように、机の前に何億円以上は議会の議決が必要ですよ、壁にも何億円以上議会の議決が必要ですよということまでやっていくのか、市長のちょっとその辺の決意を副市長、合わせて、そして一番、統括部長、3名の答弁をお願いしたいと思います。どのような徹底をして、どのような形で目にあらわれる効果を発揮されるのか、ちょっと3名の皆さん、よろしくをお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

これまでも職員に対しては、いつもしっかり事務取り扱いに気をつけるように訓示をしてまいりましたが、これからも再発防止に向けて行動計画を策定するとともに、工事請負契約書の様式等の見直しあるいは財務会計システムにおける会計処理伝票のチェック体制を厳しくするように指導してまいります。

◎副市長（下地 学君）

これまで相次ぐ事務ミス等による議案の追認というような形で、いろいろご迷惑をかけているんですが、これまでもそのたびにいろいろ分限審査委員会に対する諮問を受けて、対応してまいりましたけれども、なおこういうことが起きていることは大変残念なことであり、今後法令や条例を遵守し、そして服務規律をしっかりと守って、業務に職員が真剣に取り組んでいけるような、そういう体制づくりを強化してまいります。

◎総務部長（宮川耕次君）

これまで事務ミスにつきまして、緊急課長会議ですとか部課長会議等々で管理職を中心にその防止策を

一緒に考えてまいりました。これに基づきまして、先程市長からもありましたが、決裁について、チェック体制をしっかりとすると同時に、また別の観点からもそういった財務会計システムの中で、これがきちっとチェックできるようなあらゆる手段を今検討しておりまして、それをぜひ実施していきたいと思っております。総務部長として、たび重なる事務ミスについては、深く反省するとともに、これからもそういうことがないように、全力でやっていきたいと、このように考えております。

◎池間健榮君

市長、副市長、部長に聞きますけれども、契約書、これに対する伺い含めて、全部これ起案書ですよ。会計システム、これ以上に様式を変えるんですか。これ以上にどういうことを、チェック体制をどういうふうにしていくおつもりなんですか。これは、皆さんは1億5,000万円を政令に基づいて、条例に基づいてきちっと踏まえなさいという金額を2つ合わせたら、全くこれ以上に何が財務システムとかそういったこと考えるんですか。この様式を全部変えるということなんですか。これこそまさに二重、三重のチェック体制じゃないですか。違法な公金の支出をさせないために、最後は会計課がチェックして、議決書がついていないんじゃないですかということなんじゃないですか、これ。これ以上に何が必要なんですか。議員は3回しかないんです、質疑というのは。こんなのは予算委員会でやるべきだ、本当は。こんな形式張ったみたいに本会議で、もう時間が終わればいいという問題じゃないんです。これ以上に何が必要か、今検討している事項をちょっと教えていただきたい。

そして、市長、副市長もこういう文言をちょっと調べてきたんです。法令等で定められた補助機関職員が行った請負締結行為は、市に対する背任行為であり、まさに今日もそのために議会開いているんですね、臨時議会。市の業務に与えた影響等にかんがみ、市長、副市長、これは自治法上という指揮監督上の義務違反として、当該違法行為をまさに阻止できなかった、会計課が阻止したんです、これ。その責任をもう一度正副市長、答弁していただけませんか。私が座ったら、もう次はしゃべることできませんので、立ったままいるわけにもいかないので、お願いします、2点について。

◎市長（伊志嶺 亮君）

チェック体制の強化は、先程から申しておりますとおり、IC等を利用してしっかりとチェックができるシステムが今ありますので、それを利用してチェックしていきたいと、そのように考えております。

また、責任のとり方については、きっちりと責任をとります。

◎副市長（下地 学君）

市長の答弁にもありましてとおり、職員のこういう事務ミスで市民に迷惑をかけ、いわゆる信用失墜行為というような形で処分等を行っているんですが、こういうのを事前に防げなかったということ考えた場合に、補助機関の指導、監督の立場にある者として、責任の重大さを感じております。

（議員の声あり）

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時50分）

再開いたします。

（再開＝午前11時51分）

◎総務部長（宮川耕次君）

今さっき申し上げましたのは、もちろん決裁はこれまで以上にチェック体制を強化すると同時に、財務会計システム等で、例えば伝票のそうしたトータルにこういった議決を得るものとか重要なものについて、例えば伝票をチェックできるようなシステムを今検討中であるというようなことですので、そういった意味でおっしゃっていると思います。

（議長、頭の悪いのは一たん聞くとね、ＩＣにこだわるんですよ。ＩＣという意味を教えてくださいよ、ＩＣという意味を」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

具体的にそのシステムの内容を説明してください。

（議員は、議員のみなさんには失礼かもしれないけど、そんな横文字使ったらわからんからね、僕の場合は。何をＩＣっていうんですか、議会の議決と契約書にＩＣと何か関係あるんですか、そのことをちょっと教えてくださいよ。今日の夜、眠れんから。そんなのは政令、条例を見ればすぐわかることなんです、そんなことは、議会の立場からすれば」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

わかる人が説明したらいいんじゃないの、ＩＣについて。

（「工事請負契約書とＩＣとどういう関係があるんですか、ＩＣと。ＩＣというのは何ですか、ＩＣとは」の声あり）

◎総務部長（宮川耕次君）

電算の上で、そういうチェックする体制をそのように使っているということです。

（「電算システムと契約締結と、だからその関係を教えてくださいよ」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時54分）

再開いたします。

（再開＝午前11時56分）

◎総務部長（宮川耕次君）

今、それを当初の事業、変更契約、そういった一連の過程を1つのシステム化しまして、それを担当課で伝票等の場合、そういったチェックができるように、例えば伝票等がこれは議会議決に付すべきものとかという形で検索できるように、今そういう観点に立って内部で検討中ですので、しばらくその件についてはお待ちいただきたいと思います。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎副議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午前11時56分)

再開いたします。

(再開＝午前11時57分)

ほかに質疑ございませんか。

(「いっぱいあるから、午後からやりましょう」の声あり)

(「質疑なし」の声あり)

(「質疑ありだけど、延長をするんだったらやりますよ」
の声あり)

◎副議長(下地 智君)

じゃ、午前の会議はこの程度にとどめ、午後の会議を午後2時からということで再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午前11時58分)

再開いたします。

(再開＝午後2時00分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続します。質疑があれば発言を許します。質疑ございませんか。

◎眞榮城徳彦君

議案第55号についてお伺いいたします。

新聞報道等、懲戒分限審査委員会の答申を受けて、市長の処分が報道されておりますけれども、それについてちょっと伺いたいと思います。大きく分けて、職員の処分には一番きついのから免職あるいは停職、それから減給、戒告、また訓告とかいろいろありますけれども、今回の処分に関しましては、いわば職員の犯罪行為という形のものを受けての処分だと思うんですね、処分内容を見れば。いわゆる事務ミスとか、あるいは怠慢とか不注意とか、そういうレベルのものではなくて、はっきりとした市長は方針を打ち出して、きつい処分をなされておりますけれども、10%、数字はいいにしても、減給という一番きつい、これまでにないような処分が職員に下されておりますけれども、懲戒分限審査委員会ではそういった形の答申をしまして、市長が受けてそれを発表した形になっておりますけれども、私が思うに、例えば職員の事務ミスあるいは不注意、怠慢、これまでのそういった経緯のものではなくて、はっきりとした処分、罰則だという形で出てきているんですけども、これまでの一連の1年間、職員の事務ミス、事務ミスで片づけてきましたものと、今回のものとの大きな違いは、罰則の基準はどこにあったのか、特に戒告以上、戒告から上ははっきりと、これは職員の公務員の履歴にも傷がつきます。そして、お聞きしたような昇給あるいは昇任、それから退職金、そういったものまで影響するかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

◎市長(伊志嶺 亮君)

眞榮城議員の質問にお答えします。

今回地方自治法の第96条違反の不適正な事務処理は、市の基準に合致するような事案ではないのでありますけれども、たび重なる同様のミスが続いていること、あるいは全国でも同様な事例が処分事例としてあることなどを踏まえて、地方公務員法の第29条1項第1号及び第2号の条項に照らし合わせて、懲戒裁量権の範囲と考えて処分を行っております。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎副議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後2時04分)

再開いたします。

(再開＝午後2時05分)

◎総務課長(伊良部平師君)

減給処分が今後どう影響するかというようなことですが、今職員の勤務評価制度等は宮古島市はとっておりませんので、現在のところで影響はないと考えております。

それから、退職金等にどう影響するかということなんですが、この処分は給料、その一月分あるいは限られた期間だけ減給する制度ですので、基本給そのものが変わるわけではありませんので、影響はないと考えております。

◎副議長(下地 智君)

それと、認識、減給、戒告に対する認識をどういうふうに考えているか。

◎総務課長(伊良部平師君)

減給、戒告に対する認識ということでございますけど、懲戒処分というのは地方公務員法第29条の規定によりまして、職員の非行為に対して懲罰を行う制度でありますけど、戒告は非行為にかかわる責任を確認させて改める処分ということになっております。それから、減給は、種類としましては1日以上6カ月以内、給料の10分の1以下を限度の処分ということで条例で決められております。

◎眞榮城徳彦君

それじゃ、お聞きしますけど、改めて。これまで何度も同じ職員がミスをしてきたんなら話はわかりますけども、今回処罰を受けたのは、はっきり言って担当部長を除けば初めてのミスですよ、職員から言わせれば。それを今までの基準がはっきりしないままに、市長の注意処分とか、あるいは訓告とか、そういったもので済んできたわけなんですけども、今回これは見せしめというのは、職員全体に対する市長の見せしめ的な処分だと考えていいですか。要するにたまたま港湾課の職員が詰め腹を切らされた、そのように理解していいのか。

さらに、もう一つは、今回このようなミスが将来起こったときに、これ以上の処分をしないと、整合性がないことになってきますけども、そのように我々議会は理解をして、あるいは市民は理解をしてよろしいですかということです。それをお聞きしたいと思います。

次に、懲戒分限審査委員会のことでお聞きしますけれども、懲戒分限審査委員会は副市長を委員長として部長の皆さん、あるいは支所長ですか、の皆さんで構成されていると思うんですけども、午前中の質疑

でもありましたとおり、この判こを押したのはだれですか。副市長を初めとして、総務部長、財政課長、それから所管課、全部押しているわけですね。総務部あるいは総務課がチェック機能を果たしていないから、このようなことが起こった大きな原因でもあるわけです。さらに、会計課においては、会計課長も会計管理者も支出決議票には印鑑を押しているわけです。たまたまその下の職員がこれを発見して報告したというから公になったわけです。一連の皆さん、部長級あるいは課長級の皆さんの責任はどこにあるんですか、じゃ所管課除けば。それすらもコメント出さないで、あるいは議会に報告しないで、追認を認めてくださいよと言ったって、それは通りませんよ。だって、懲戒分限審査委員会の委員長である副市長がみずから判こを押しているじゃないですか。副市長の責任はどこにいったんですか。なぜミスをした人たちが同じようにミスをした人を罰することができるんですか。ましてや、告発を受けている平良支所長もメンバーのひとりなんでしょう。こんなメンバーでこんな決定下しているんですか。そんな片手落ちって、これこそまさしく片手落ちと言うしかないですよ。市長が悪いんだったら、みんな悪いんですよ、一様に。当局の考え聞かせてください。

◎副市長（下地 学君）

今回の処分は初犯だけど、見せしめかどうかというのが1点と、もう一つは今回の処分が今後一つの判断基準になると思うけど、どうかということなんですけど、今回の処分については、午前中にも申し上げたとおり、三、四回同じような事案の懲戒分限審査委員会が持たれております。そして、その都度処分をして職員には処罰、いわゆる処分をしてきております。そこで、特に今回の場合には、パイナガマ公園用地の取得問題等で議会への追認問題で大変議会にも市民にも迷惑をかけているという、そのさなかのことで、しかも同じ部だということと、もう一点は3月議会、いわゆる24日に工事が竣工していますので、その期間でもやはり議会へのいわゆる提案ができたんじゃないかと。したがって、この同じ部内での業務に対する連携、認識等が薄いじゃないかというふうなことが大きな判断の基準になったと思います。

それから、今回の処分が今後基準になるかということなんですけど、必ずしもそうとは考えておりません。やはり状況によって、どういう状況の中でそういうミスが起きてくるかという背景が大きな課題になるかと思しますので、必ずしもこれを基準にして、今後処分をするということは言えないと思います。

（議員の声あり）

◎副議長（下地 智君）

ミスした者が責任を問えるかという先程の質問にまだ答えておりませんので、答弁をお願いします。

（議員の声あり）

◎副議長（下地 智君）

指摘してありますから、待ってください。

（「決裁した人はどうするかという話だよ」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

ちゃんと指摘してありますんで。

（「済みません、議長」の声あり）

◎総務課長（伊良部平師君）

宮古島市職員懲戒分限審査委員会規則がございまして、市長から諮問された分限あるいは懲戒事項につ

いて、審査する委員会がございます。その中で、委員12名で構成して、委員長を副市長が務めるというふうな規則になっておりますので、それに基づいて審査委員会を開いているということでございます。

(議員の声あり)

◎副議長(下地 智君)

静粛をお願いします。

◎副市長(下地 学君)

懲戒分限審査委員会というのは、市長から諮問された事案について審議するところで、処罰をするところではありませんので、審査の結果を市長に答申するまでが審査委員会の役割であります。

(「役割の前に自分で自分のことを決めなさいよ。委員長たる者自分で……」の声あり)

◎副議長(下地 智君)

静かにしてください。休憩いたします。

(休憩＝午後2時17分)

再開いたします。

(再開＝午後2時18分)

◎眞榮城徳彦君

じゃ、これに関しては、副市長以下の所管課以外の方の処罰あるいは処分は新たになされると思ってよろしいですか。これを処分のことについて、市長がこの決議書に印鑑を押して見逃した、会計課も含めて、これらの皆さんの処分あるいは処罰は、市長は今後考えるというふうに理解してよろしいですかということをおひとつ最後に答弁してください。

それから、この新聞報道等にもありますけども、議会が追認議案を否決した場合に、業者の皆さんにはどのような影響が出るのか、お金は支払われるのか支払われないのか、支払われるとしたらどのような形で支払われることになるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

最後に、合併後2年半たっておりますけども、合併のごたごたとか、そういったものはもう通用しなくなっている時期に差しかかっていると私は認識をしておりますけども、一体この職員の不祥事あるいは事務ミス、ほかの自治体では全く見られないような、全国的に見ても例がないような、1年間のこういった事務ミス、行政ミスは、もともとどこに原因があるのか、これをいつも私もほかの同僚議員も考えているところなんですけれども、私でもわかりません。市長、この際、一番市民にわかりやすい形は、責任をとっておやめになる、必要であれば議会を解散しても構いませんから、もうこんな宮古島市でしりぬぐいばっかりやっているような後ろ向きな行政では、宮古島市民がかわいそう過ぎますよ。議会も腹くくるときが来ていると私は思っておりますから、市長もその辺をどのように考えて、今行政運営しているのか、それからこれから行政運営していこうとしているのか、その辺の決意のほどをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

◎市長(伊志嶺 亮君)

職員の処分、懲戒等については、免職、停職、減給、戒告等もありますし、またさらに文書訓告、嚴重注意もあります。今回は減給、戒告ということと、文書訓告、嚴重注意ということでもありますけども、そ

の他のことで注意することも私が市長として職員を指導する措置であると考えております。

また、これからの行政運営ですけれども、午前中も答弁しましたように、きっちりと、この再発防止に向けて取り組んでいくことが私に課せられた仕事だと思っておりますので、再発防止に向けて頑張ります。

◎建設部長（宮國泰男君）

追認議案が否決された場合に、業者にどのような影響があるかということでございます。1億3,545万円、当初の契約でございませうけれども、これについては有効になっておりますので、それに係る部分についてはお支払いをできます。前払い5,418万円をお支払いをしまして、その残りの8,127万円についてはお支払いはできるということになります。ですが、今回の2,000万円に係る部分、これにつきましては当然契約が無効というふうになるわけでありますから、市のほうでは支払えないような状況が発生をいたします。これの処理につきましては、今後業者のほうとお話し合いになりますけれども、当然に市の中ではこの工事というのは完了しておりますので、市の債務不履行という形で損害賠償が生じてくるものだというふうに理解してございます。

◎副議長（下地 智君）

部課長に対する今後の処分というのを質問していたと思うんですが、決裁した方たちの。決裁した者の今後の処罰をどういうふうに考えているかという質問がございました。財政課長とか部長とか。

◎市長（伊志嶺 亮君）

決裁した港湾課以外の職員についても注意を促しております。

◎副議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これをもちまして質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において即決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第55号、工事請負変更契約の追認議決を求めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号……

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 2 時24分）

再開いたします。

（再開＝午後 2 時38分）

これより議案第55号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎副議長（下地 智君）

挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4、報告第 1 号、専決処分の承認を求めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第 1 号を採決いたします。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第 1 号は承認されました。

次に、日程第 5、報告第 2 号、専決処分の承認を求めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第 2 号を採決いたします。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第 2 号は承認されました。

ただいま議決された事件について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして今期臨時会に付議された事件の審議はこれを全部終了いたしました。

平成20年第5回宮古島市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

(閉会=午後2時40分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成20年4月22日

宮古島市議会

副議長 下 地 智

議 員 富 浜 浩

” 宮 城 英 文